

令和3年第5回大口町議会定例会一般質問

質問者	議席番号	5	氏名	江口昌史
-----	------	---	----	------

**1 成年後見制度について**

問(1)-1	特定非営利法人尾張北部権利擁護支援センターの役割や支援内容、利用者の相談内容や申立て件数について伺います。
--------	---

【回答】(回答者：健康福祉部長)

国は、成年後見制度利用促進法に基づき、具体的な施策を推進するために、成年後見制度利用促進基本計画を平成29年3月に策定しました。その中で、各市町村に対して、成年後見制度の利用を必要とする方が適切に利用できる環境を整備することを求めています。中でも、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」を早急に構築するものとし、その中核となる機関の設置を求めています。

本町をはじめとする4市町では、尾張北部権利擁護支援センターを、その中核機関として位置づけております。

中核機関の役割・機能として求められていますのは、「広報機能」、「相談機能」、「利用促進機能」、「後見人支援機能」などとされており、尾張北部権利擁護支援センターにもこれらの機能を果たせるよう委託しております。

利用者の相談件数については、令和2年度1年間の実績ですが、センター全体では実人数で205人、延べ1,479件で、そのうち大口町としては10人、延べ47件の相談がありました。

また、申立ての件数につきましては、平成30年度に1件、町長申立てをしております。

**1 成年後見制度について**

問（１）- 2	大口町の相談された 10 人の方の内訳及び申し立ての方はどういった方ですか。
---------	--

【回答】（回答者：健康福祉部長）

相談のあった 10 人の内訳ですが、認知症の方に関する相談が 3 人、認知症以外の高齢者の方に関する相談が 2 人、障がいのある方に関する相談が 4 人、その他健常者の方の相談が 1 人となっております。

また、申し立ての方は障がいのある方です。

**1 成年後見制度について**

問（２）	成年後見制度利用促進法に基づく本町の取り組みについて伺います。
------	---------------------------------

**【回答】**（回答者：健康福祉部長）

国から令和３年度を目途に、市町村においても成年後見制度利用促進計画を策定するよう求められており、本町におきましても、昨年度から大口町、小牧市、岩倉市及び扶桑町の４市町共同で成年後見制度利用促進計画策定委員会を組織して、計画策定を進めているところです。

議員お尋ねの条例で設置する審議会に関しましては、近隣市町においても格別この成年後見制度のみを取り上げて条例で制定しているところについては承知しておりませんので、本町におきましても、高齢者サービス調整会議等の既存の会議を活用して必要な調査・審議を進めて参りたいと考えております。

1 成年後見制度について	
問 (3)	本町における、成年後見制度利用支援事業の実績について伺います。

【回答】（回答者：健康福祉部長）

成年後見制度は、申立てにあたっての費用に加え、後見人に支払う報酬が必要になります。そうしたことから、経費がかかることにより成年後見制度の利用ができない利用者を生まないために、低所得者等を対象に、成年後見制度の利用費用を助成しています。

その要件につきましては、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱で定めておりますが、所得要件として、

(1)町民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）の者

(2)世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の者

となっており、資産に関する要件としては、

(3)世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下の者

(4)世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用しうる資産を所有していない者

となっております。

申請件数につきましては、令和2年度は、平成30年度以降の継続案件として、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターに法人受任で依頼をしている1件となっております。

**1 成年後見制度について**

問（４）	市民後見について本町の考えを伺います。
------	---------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

成年後見制度の利用ニーズは、今後も高まっていくことが想定されます。そうした中、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による後見については、可能な限りご協力をいただけるにしても、限界があると考えております。

そこで、成年後見の担い手として現在注目されているのが、議員ご質問の市民後見です。

本町としては、現在、2市2町で策定している『成年後見制度利用促進計画』の中で、市民後見人の養成も実施すべく検討項目としておりますので、実施主体である尾張北部権利擁護支援センターと調整、連携して進めてまいります。

**1 成年後見制度について**

問（５）	本町における権利擁護体制の強化について、その詳細を伺います。
------	--------------------------------

**【回答】（回答者：健康福祉部長）**

障がいのある方については、継続的な支援、後見人等との相性の課題等もあり、法人受任が好ましい場合があるとお聞きしておりますので、『障害福祉計画』において、法人受任についても連携を深めることとしております。

また、国の資料等からは、社会福祉協議会をはじめ障害者施設の保護者の会や地域のNPOなどが、法人受任の対象として挙げられております。法人受任の推進については、候補者確保の一環として大変重要であると考えておりますので、利用促進計画の中で、今後議論を深めていく予定となっております。

**1 成年後見制度について**

問（6）	成年後見制度の周知方法について伺います。
------	----------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

成年後見制度の周知については、尾張北部権利擁護支援センターが行う地域の福祉関係者や民生委員が参加できる研修を通し、積極的に成年後見制度及び尾張北部権利擁護支援センターの周知を図っております。

また、毎月1回開催する巡回相談については、広報おおぐちの無料相談のコーナーにおいて、周知しております。

第8期介護保険事業計画の策定に向け、令和元年12月に実施した『高齢者等実態調査』においては、成年後見制度を知っていますかの問いに「知っている」あるいは「利用している」と回答した方は、併せて47.9%、一方、「知らない」と回答した方は、44.4%となりました。また、尾張北部権利擁護支援センターの認知度につきましては、知っている方はわずか3.2%でありましたので、より一層の周知に努めてまいります。

1 成年後見制度について	
問 (7)	成年後見制度のニーズの把握について伺います。

【回答】（回答者：健康福祉部長）

成年後見制度の対象となる方は、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力が不十分な状態にある方になりますが、人数等の把握は非常に難しいのが現状です。

これらの方で、特に高齢による認知症の方は推計値になりますが、令和3年度尾張北部権利擁護支援センター負担金の当初予算ベースで826名（高齢者人口の15%）、知的障害の療育手帳をお持ちの方が160名、精神保健福祉手帳をお持ちの方が195名の計1,181名となっております。必ずしも、すべての方が成年後見制度の利用を必要とされている訳ではありません。

一方、国の成年後見制度利用促進専門家会議等においては、世界のスタンダードとして人口の1%以上のニーズがあると言われており、本町に置き換えてみると、240名程度のニーズがあるものと考えられます。

先ほど答弁いたしましたように、本町における成年後見制度利用者は26人ですので、まだまだ推計される利用者の1割程度を充足している段階といえます。

議員ご指摘のとおり、今後、単身高齢者や高齢者世帯など、家族の支援が得られにくい方については、ますます成年後見制度のニーズが高まっていくものと考えられます。

個別の支援を必要とされる方の情報につきましては、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員からの情報を整理し、尾張北部権利擁護支援センターと共有してまいります。



**2 8050問題について**

問 (1) - 1

8050問題についての本町の認識を伺います。

**【回答】**（回答者：健康福祉部長）

子どもの長期間にわたるひきこもり状態を発端とする「8050問題」は、そこに至った経緯や事情こそ、それぞれ違いますが本人及びその家族が、行き場のなさや孤立の中で、日々葛藤しておられることは、承知しております。

介護、経済的不安、人間関係、家庭環境、就職、精神的な問題など様々な問題を複雑かつ複合的に抱えていることから、町としても、「8050問題」は、非常に解決が困難な問題であると認識しております。

**2 8050問題について**

問（1）-2	本町においてはひきこもりの相談窓口はどの部署で行っているのか。また、本町は中高年の引きこもりの実態をどれくらい把握できているのか伺います。
--------	---

**【回答】**（回答者：健康福祉部長）

大口町では、子どもや生活困窮者の支援など様々な福祉施策を担う福祉こども課が、ひきこもりの主たる相談窓口となります。

しかし、実際には、高齢者の方が話をしやすい高齢者福祉や保健などの部署に相談をされることも多くありますが、そういった相談が福祉こども課に共有され、必要であれば県のひきこもりの相談の専門機関である精神保健福祉センターへつないでいます。

次に、本町における中高年のひきこもりの実態でございますが、国は、平成31年3月に、40歳から64歳までの5,000人を対象とした、生活状況に関する調査を実施し、調査から推計して、全国の中高年のひきこもり者数を61万3千人であると公表しました。

本町では、このような具体的な数字は把握しておりませんが、これまでに高齢の親から相談を何件か受けていることから、本町におきましても中高年のひきこもりの方が少なからずいるものと思われれます。

## 2 8050問題について

問 (1) - 3

ひきこもりに対する支援を適切な機関につなげることができるよう、ひきこもり相談窓口を明確にし、町民への周知・啓発を徹底していくべきだと考えますが見解は。

【回答】（回答者：健康福祉部長）

ひきこもりの状態にある方やその家族に対する支援の第一歩は、まずは、相談をしていただくこと、そして適切な機関へつなげていくことだと思っております。

今後は、ひきこもりの相談窓口は町の福祉こども課であることをより明確にし、広報やホームページ等による周知を図ってまいります。

**2 8050問題について**

問（2）

本町における中高年の引きこもりの実態について伺います。

**【回答】**（回答者：健康福祉部長）

大口町では、子どもや生活困窮者の支援など様々な福祉施策を担う福祉こども課が、ひきこもりの主たる相談窓口となります。

しかし、実際には、高齢者の方が話をしやすい高齢者福祉や保健などの部署に相談をされることも多くありますが、そういった相談が福祉こども課に共有され、必要であれば県のひきこもりの相談の専門機関である精神保健福祉センターへつないでいます。

次に、本町における中高年のひきこもりの実態でございますが、国は、平成31年3月に、40歳から64歳までの5,000人を対象とした、生活状況に関する調査を実施し、調査から推計して、全国の中高年のひきこもり者数を61万3千人であると公表しました。

本町では、このような具体的な数字は把握しておりませんが、これまでに高齢の親から相談を何件か受けていることから、本町におきましても中高年のひきこもりの方が少なからずいるものと思われまます。

**2 8050問題について**

問 (3) - 1

8050問題に対する本町の支援策について伺います。

**【回答】**（回答者：健康福祉部長）

ひきこもりの状態にある方やその家族に対する支援の第一歩は、まずは、相談をしていただくこと、そして適切な機関へつなげていくことだと思っております。

今後は、ひきこもりの相談窓口は町の福祉子ども課であることをより明確にし、広報やホームページ等による周知を図ってまいります。

**2 8050問題について**

問(3)-2

専門的な知識や柔軟な運営、ネットワークを持つNPOとの連携のための体制整備が今後必要であると考えますが本町のお考えは。

**【回答】(回答者：健康福祉部長)**

ひきこもりの状態にある方やその家族に対し、社会から孤立せず、生活の基盤づくりを行う上で、相談支援以外にも安心して過ごせる居場所や自らの役割や生きがいを感じられる機会を提供していくことは重要であると考えます。

その多くはNPO団体等の民間団体が担っており、多彩な支援を行っていることから、町としては団体等の活動内容等の情報を収集し、問題を抱える方々に情報を提供することにより、問題解決につなげていきたいと考えています。

## 2 8050問題について

問 (3) - 3

ひきこもり支援体制にアウトリーチ支援員を加え、家族支援を含めた総合支援体制を構築すべきではないでしょうか。

【回答】（回答者：健康福祉部長）

職員体制のこともあり、アウトリーチ支援員を特別に配置することは考えておりませんが、地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携のもと、相談者個々の事情に合わせて、必要に応じて職員が訪問するなどの体制をとっております。

この「8050問題」は、これから80代の親が益々高齢化あるいは亡くなることにより、今まで以上に深刻な社会問題になってくることが予想されます。

町としましては、町各部署・各機関との調整、また県の精神保健福祉センターやひきこもりの問題解決に向けて取り組んでいるNPO団体との連携を図り、ご家族を含めた相談者に寄り添い、一つひとつの事例を解決につなげていく体制づくりを今後も進めてまいります。

### 3 ダブルケア問題について

問 (1)	本町のダブルケア人口の推計を伺います。
-------	---------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

要支援・要介護認定を受けている方やそのご家族等と面談をする中で、実際に、子育てをしながら、実家や親族宅等本町で生活する親御さんの元を行き来して、支援する若い世代もたくさんあります。

そうしたことから、本町においてもある一定数のご家庭において、ダブルケアの状況であることが推測できます。

本年度より、要支援・要介護認定の調査時において、対象者の居住環境を確認するための認定調査の項目が追加され、要介護者の家族状況（単身・高齢世帯・同居世帯等）を聴き取ることとされておりますので、そのような統計等も活用して、本町の状況を分析してまいります。



### 3 ダブルケア問題について

問 (2)	ダブルケアの実態調査について伺います。
-------	---------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

これまでに、『ダブルケア』の観点から、実態調査をおこなった経緯はありませんが、『第8期介護保険事業計画』策定に向けて実施した『高齢者等実態調査』によると、家族の中の主な介護者としては、「子」が38.3%と最も高く、「子の配偶者」「孫」と併せると約50%になります。

3年前に実施した第7期の調査結果に比べ、「配偶者」が減少し、「子」が上昇している一方、「子の配偶者」は減少傾向にあり、6割強が「女性」であり、介護の負担が女性に集中している現状に大きな変化は見られないものの、男性が家事等に参加する機会が増加傾向にある現状と併せ、第7期の調査結果に比べ、主介護者が「男性」となっている率も上昇傾向にあります。

まずは、現状把握として、在宅で生活する要介護認定者宅を訪問する『高齢者福祉協力員』や単身高齢者及び高齢者世帯を訪問する『民生・児童委員』の皆さんのご協力をいただくとともに、介護支援専門員連絡会議等において、主介護者の状況や抱える課題等について、情報共有していただくよう働きかけてまいります。

また、主介護者となり得る若い世代については、議員ご提案の『子育て支援センター』や『すくすくサポート』をはじめ、教育委員会や児童クラブ、保育園等にご協力をいただきながら、「困りごとを相談しやすい」環境づくりに努めてまいります。

### 3 ダブルケア問題について

問 (3) - 1	ダブルケア問題に対する本町の支援策について伺います。
-----------	----------------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

先ほどの答弁でもお話させていただきましたとおり、『ダブルケア』の状況で、支援、介護をされているご家庭は、ある一定数あるものと推測しております。

狭義に使用される『ダブルケア』の観点から、育児と介護の両立に課題を抱え、当該家庭の生活環境を把握すべく、お子さんの生活状況や要介護者となる高齢者の生活実態等について、教育委員会と共有したケースは、ここ2、3年で数件（2件）ありました。

高齢化・長寿化の進展に伴い、家族のあり方や地域住民のつながり、介護や福祉に関する考え方など高齢者を取り巻く生活環境は大きく変化しております。そうした中、「8050問題」、ダブルケアや他の議員の質問にも出ているヤングケアラーなど、高齢者やその介護者が抱える課題も複雑かつ多様化しており、高齢者に対する施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが増えていくことも想定されます。

『第8期介護保険事業計画』において重点的に取り組む施策としておりますが、地域共生社会の実現に向け、高齢者及び障がい者の包括的な支援拠点となる『地域包括支援センター』をはじめ、『大口町社会福祉協議会』や関係機関とともに専門・多職種が連携し、支援を必要とする方と継続的に関わりながら、伴走型の支援をおこなってまいります。

### 3 ダブルケア問題について

問 (3) - 2	町では介護施設や保育施設の入所にあたり、ダブルケアの方への配慮を行っているのか伺います。
-----------	--

【回答】（回答者：健康福祉部長）

介護施設においては、老老介護やダブルケア等当該高齢者並びにそのご家族の家庭の状況を確認し、入所判定会議等において、本人の意思とその家庭の介護力を鑑み、入所順位が決定されておりますことをご報告させていただきます。

また、保育園と放課後児童クラブでは、家族の状況を記載する書類があり、家族の介護や疾病の状況等により加算をして、保育園と放課後児童クラブの利用を優先する仕組みとなっており、家庭で介護する方の介護負担の軽減に配慮しております。